

令和元年10月1日～
幼児教育・保育の無償化

認可保育所・認定こども園を利用する 3～5歳児クラスの子どもの利用料が無償化されます

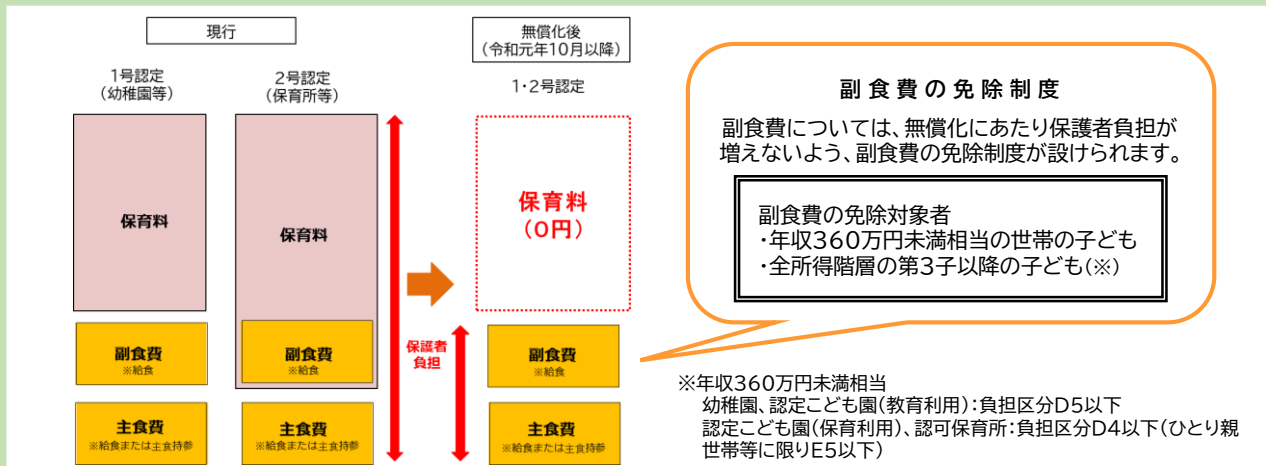
◆ 3歳児から5歳児クラスのすべての子どもの利用料が無償化されます。

- ☑ 無償化にあたって新たな手続きは必要ありません。
- ☑ 0歳児クラスから2歳児クラスの子どもについては、市民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。
- ☑ 実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外となり、これまでどおり保護者負担となります。

◆ 3歳児から5歳児クラス(2号認定)の副食費(おかず・おやつ代)は 10月から園に直接お支払いいただくことになります。 (市立保育所の場合は市にお支払いいただきます)

- ☑ 0歳児から2歳児クラスは、今まで通り、利用料に主食・副食費が含まれます。

3～5歳児クラス	現行	無償化後(10月～)
利用料	所得に応じた利用料	0円
主食費	園に直接お支払いor主食持参	現行通り
副食費	1号:園に直接お支払い 2号:利用料に含まれる	園に直接お支払い ※価格は各園で設定しますので、各園にお問い合わせください。



【お問合せ】無償化専用ダイヤル

☎ 045-840-6064

開設時間:午前8時から午後8時まで(土日・祝日含む)
※12月28日～1月3日を除く

幼児教育・保育の無償化については→

